

第2次新宮町男女共同参画基本計画

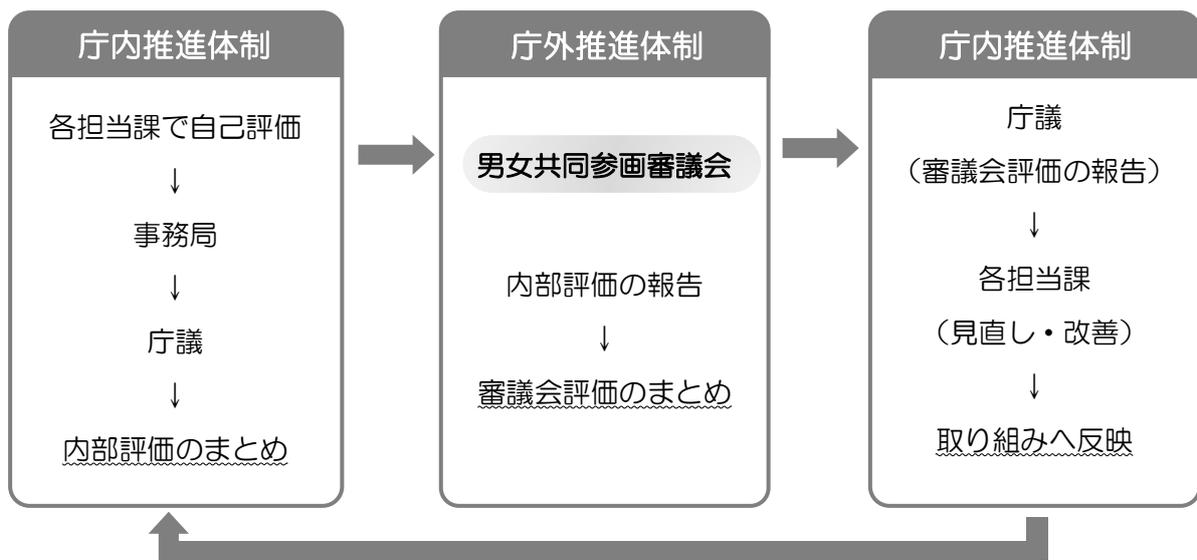
令和元年度 実施状況評価

内部評価

1. 進行管理の方法

これまで平成26年度から平成30年度までを計画期間とする「第1次新宮町男女共同参画基本計画」に基づき施策を推進してきましたが、この取り組みをさらに推進するため、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第2次新宮町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進しています。本計画は、町政のあらゆる領域にわたる計画であり、全庁的な取り組みの推進を図るため、進行管理の必要性が求められます。

進行管理については、計画の実行性を確保するため、次に示す流れにより行います。



2. 計画の体系

「男女がともに輝き 支えあうまち 新宮」の実現をめざし、3つの基本目標を掲げ施策の展開を図ります。

基本目標	基本施策
基本目標1 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画についての意識啓発
	(2) 男女共同参画についての情報収集・提供
	(3) 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実
基本目標2 男女がともに参画し、 支えあう環境づくり	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	(2) 働く場における男女共同参画の促進
	(3) 仕事と家庭・地域生活の両立支援
	(4) 地域における男女共同参画の促進
基本目標3 男女が安心して健やかに 暮らせる生活への支援	(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶
	(2) 生涯を通じた男女の健康支援
	(3) すべての人が安心して生活できる支援の充実

3. 進捗状況の総括

各施策における令和元年度の取り組み実施状況を、次の4段階で評価しました。
 ※令和元年度の取り組みの実施状況については、同じ取り組みであっても、担当課によって具体的な取り組みの内容が異なり、その評価を行うためには、担当課ごとの自己評価が必要なため、担当課ごとに細分化しており、取り組み数が増加している。

【取り組みごとの評価（達成度）の区分】

- A：90%以上（十分達成している）
- B：70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C：50%以上（達成が不十分であり改善を要する）
- D：50%未満（達成にはほど遠く見直しを要する）

施策の進捗状況評価（一覧）

基本 目標	基本 施策	具体的な取り組み数				
		計	A	B	C	D
1	(1)	13	8	2	3	0
	(2)	12	7	3	2	0
	(3)	9	6	2	0	1
2	(1)	17	8	7	0	2
	(2)	9	3	4	0	2
	(3)	4	2	2	0	0
	(4)	11	5	4	0	2
3	(1)	21	14	5	1	1
	(2)	13	8	5	0	0
	(3)	15	5	9	1	0
計画の 推進	(1)	5	3	2	0	0
	(2)	5	2	1	0	2
	(3)	3	1	1	1	0
	(4)	1	0	1	0	0
全体		138 (100.0%)	72 (52.2%)	48 (34.8%)	8 (5.8%)	10 (7.2%)

全体ではA（十分達成している）が52.2%、B（ある程度達成しているが一部課題が残る）が34.8%、C（達成が不十分であり改善を要する）が5.8%、D（達成にはほど遠く見直しを要する）が7.2%です。

第2次新宮町男女参画基本計画の初年度となる令和元年度は、引き続き、町民の意識づくりのため、啓発物品の作成や、多くの町民が集まるイベントである「まつり新宮」での啓発活動、ホームページや広報誌を活用した周知を実施しました。平成30

年度から男女共同参画担当が総務課へ変更となり、職員に向けた意識づくりについても、全庁的な働きかけがしやすくなったメリットを活かした、より一層効果的な啓発や情報提供の方法を検討していく必要があると考えます。具体的には、職員に対する研修の実施や、町民に対する周知・啓発のためにシンポジウムの実施を検討するなど、職員の意識向上や町民全体で男女共同参画施策の推進を図ることが効果的であると考えます。

第1次基本計画における取り組みをさらに推進するため、第2次基本計画においては、男女共同参画の視点を持ち、さらに、各分野における男女共同参画に配慮した具体的な取り組みへとつなげることが重要です。

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

町民や事業者に向けた男女共同参画に関する啓発活動を行うとともに、就学前教育から学校教育、社会教育まで、あらゆる世代に対して男女共同参画及び人権の視点に立った教育・学習を推進し、男女共同参画と人権尊重の意識を育みます。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
具体的な 取り組み数	21	7	5	1
%	61.8	20.6	14.7	2.9

【取り組み概要】

基本施策（1） 男女共同参画についての意識啓発

- ホームページに第1次新宮町男女共同参画基本計画の平成30年度実施状況評価について掲載するとともに、新たに策定した第2次新宮町男女共同参画基本計画を掲載した。
- 役場2階、シーオーレ新宮、そぴあしんぐうに、男女共同参画に関する資料（講座やイベントなど）を配架した。
- 男女共同参画の推進を目的とした事業を広報誌及びホームページに掲載した。
- 啓発物品を作成し「まつり新宮」など多くの町民が集まるイベントでの啓発活動を実施した。また、「男女共同参画週間」に合わせ、懸垂幕を掲示した。
- まつり新宮のブースで、男女共同参画に関するパネルを展示した。
- 人権教育・啓発基本方針実施計画を効果的に推進していくために平成30年度の評価を実施した。
- 地域分館が主体となり4つの行政区で地域分館人権学習会を開催した。
- ジュニアスポーツクラブの指導者・保護者に対し、学習会を実施した。

基本施策（2） 男女共同参画についての情報収集・提供

- 県や他自治体の事業について、役場2階に資料を配架し、ホームページに掲載した。
- ホームページに新宮町男女共同参画推進条例及び第2次新宮町男女共同参画基本計画を掲載した。
- 広報誌に第2次新宮町男女共同参画基本計画概要版を折込み、配布した。
- 関連図書を町図書館の特設コーナー設置に合わせて購入した。

- 広報誌の図書館だよりの中で、特設コーナーの記事を掲載した。
- 蔵書中から関連本を選書し、館内の目立つ場所にポスター掲示と共に特設コーナー作りを行った。

基本施策（3） 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実

- 教職員に対する人権研修を実施した。
- 男性向け料理教室や親子あそびを開催し、男性の家事・育児参加への意識高揚を図った。
- 広報誌やホームページにて、講座開催を広く周知し募集した。

【評価（成果や課題）】

- 男女共同参画に関する意識啓発、情報提供・収集の方法や、条例・計画認知度をあげるための周知方法については、集客のあるイベントを有効活用するなど、より効果的な方法を常に検討しながら地道に継続していく必要がある。
- 各種講座について、土曜日の講座実施や、ホームページを活用した講座の広報を行っている。定員を上回る応募があった講座もあったが、応募人数が少ない講義もあったため、内容を再検討し、より多くの人に興味をもち挑戦しやすいよう周知の方法等さらに工夫を加えていく予定である。
- 関係機関からの周知依頼については、関係機関との連携不足から、すべて周知することができなかつたため、今後は、男女共同参画の推進を図るため、より多くの情報を提供する。
- 各分館の「地域分館学習会」については、実施する分館が少なかつたため、今後、積極的な声かけを実施する。
- 保育所等の行事において、保護者への情報提供が困難であることから、情報提供のあり方や方法等について検討する。

基本目標 2 男女がともに参画し、支えあう環境づくり

政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、防災などの新たな分野も含めて、地域もおける男女共同参画を推進します。また、働く場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭や地域生活の両立を可能にするための支援の充実を図ります。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
具体的な 取り組み数	18	17	0	6
%	43.9	41.5	0.0	14.6

【取り組み概要】

基本施策（1） 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 内閣府の調査に基づき、平成31年4月1日現在の各分野における女性の登用について把握した。
審議会等における女性の登用率、26.7%（平成30年度は25.7%）
- 新宮町総合計画審議会の改選が行われ、10名中4名の女性委員を登用した。
- 新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の改選が行われ、10名中5名の女性委員を登用した。
- 農業委員について、11名中2名の女性委員を登用している。
- 渡船運営委員会において、4名中1名の女性委員を登用した。
- 子ども・子育て会議委員について、15人中9人の女性委員を登用している。
- 女性の管理職登用や人材育成に資する資料をホームページに掲載し、またパンフレットを設置した。
- 生涯学習事業の中で、女性のリーダー育成のための講師養成講座を開催した。

基本施策（2） 働く場における男女共同参画の促進

- 商工会など関係団体と連携し、町内事業所への資料の配布や支援制度など情報提供を積極的に行った。
- 新宮町企業内人権・同和問題研修推進会議（企同推）総会に参加した事業所に、企業における男女共同参画についてのパンフレットを配布した。
- 女性農業委員について、研修等で今後の農業のあり方等を考える機会を提供した。
- 子育て女性を支援する就業あっせん事業や町内事業者の求人情報の紹介など、女性

が活躍するための情報を発信した。

基本施策（３） 仕事と家庭・地域生活の両立支援

- パパママ教室を開催し、男性の育児への積極的参加を促進した（年４回日曜日開催。沐浴・抱っこの育児体験、男性の妊婦体験）。
- 保育士不足の状況があることから、各園と協議しながら保育士就職説明会を実施した。
- 病児保育実施施設が令和元年度に１施設新たに開設され、２施設となった。
- 地域包括支援センター３職種を中心に個別相談や後見、虐待等様々なケースについて対応した。

基本施策（４） 地域における男女共同参画の促進

- ふくおか県「翼の会」との町長懇談会を実施し、新宮町での男女共同参画の推進について意見交換を行った。
- 男女共同参画に関するセミナーのパンフレット等を町議会議員に配布した。
- 区長会の定例会議で、男女共同参画に関する講座・講演会の情報を提供した。
- 女性消防団員に対し、AED講習会などの機会を設け、防火・防災に対する知識・技能習得を図り、その活動のPRに努めた。

【評価（成果や課題）】

- 審議会等における女性の登用率が1.0%高くなった。また、女性委員の登用について、次期委員の選任の際、男女それぞれの視点や経験から意見を反映させるため、女性委員の登用を推進予定という意見が複数の課で見られた。
- 男女のバランスの取れた委員の選任を行い、それぞれの立場から活発な意見が徴取でき、事業計画等に反映できたという報告が見られた。引き続き、様々な分野で政策・施策形成の場への女性の参画を進めていく必要がある。
- 会議等で男女共同参画に関する情報提供を行ったとの報告があった。引き続き、情報提供を行い、地域に根差した取り組みを実施していくことが重要である。
- 引き続き、災害対応における女性の視点の重要性を啓発し、女性消防団員の知識・技能の習得に努める。
- 避難所等における女性の活躍を念頭に置き、好事例の収集や今後の防災計画において、女性の意見を取り入れた計画の策定を検討する。
- 女性の参画拡大を図るため、すべての審議会、委員会等において、さらに男女のバランスのとれた委員の登用を推進する必要がある。
- 研修において、各課・局で多種多様なテーマで研修会を実施している。今後、研修会等においては、男女共同参画に関する資料等を積極的に配付し、啓発する必要がある。

〇こが・しんぐう翼の会など関係機関との連携体制が整っていないため、さらに連携体制を充実させる必要がある。

基本目標3 男女が安心して健やかに暮らせる生活への支援

あらゆる暴力及び性による差別的行為の根絶に向けた啓発や、被害者に対する支援体制の充実を図ります。また、性に関する正確な知識の普及や男女の生涯を通じた健康支援とともに、ひとり親家庭や高齢者、障がい者などが複合的に困難な状況に置かれることなく、誰もが安心して暮らせるような生活支援や環境整備を行います。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
具体的な 取り組み数	27	19	2	1
%	55.1	38.8	4.1	2.0

【取り組み概要】

基本施策（1） 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 広報誌及びまつり新宮において、町民意識調査からわかる町のDVの現状と相談先を紹介した。
- 関係機関から情報提供があったDVに関する情報について、必要な支援が実施できるよう関係各課と情報を共有した。
- DV被害者に関する情報を共有し、情報非開示（非開示申請あり）の徹底について職員へ周知を図り、対策の定期的な見直しや改善を行った。
- 民生委員・児童委員に対して、相談窓口についての資料を配布し、対応の仕方などについて周知した。

基本施策（2） 生涯を通じた男女の健康支援

- 小・中学校において、発達段階に応じた生命尊重教育、性教育を実施した。
- マタニティースクール、パパママ教室や離乳食教室を開催し、妊娠・出産期における健康支援を行った。
- 広報誌に「いきいき子育て」を掲載し情報提供を行った（年6回）。
- 母子健康手帳交付や妊婦向け教室、乳幼児健診などの機会に、母子の健康や今後の妊娠・出産、育児に関する相談に応じた。
- 健康増進を促すため、総合健診において骨粗鬆症健診と歯周病健診を新たに実施した。
- 保健指導、ハイリスク保健指導対象者に対する訪問・面談・電話・文書送付などによる保健指導を行った。

基本施策（3） すべての人が安心して生活できる支援の充実

- 「心配ごと・福祉なんでも相談」、「無料法律相談」を実施し、また他の相談窓口の周知を行った。
- 「かすや地区女性ホットライン」「粕屋地区配偶者暴力相談支援センター」「福岡県女性相談所」などについて、役場庁舎内窓口においてチラシの設置での周知を行った。
- ひとり親家庭等に対する医療や手当について関係課が連携し、手続きの一本化を実施した。また、転出入に際し、自治体間での情報提供を行い、対象者へ不利益が生じないように努めた。
- ひとり親家庭等に対する医療や手当について、広報誌やホームページでの周知を行った。
- 各種福祉制度について、「障がい者福祉の手引き」等の内容の見直しを行い、最新の情報を掲載したものを作成して対象者への周知を図っている。

【評価（成果や課題）】

- 配偶者や恋人からの暴力、セクシュアル・ハラスメントなど様々な問題について、相談先の周知や啓発を効果的に実施していく。
- 生涯を通じた健康増進を促すため、引き続き受診しやすい環境の整備や受診項目の見直しなどを行っていく。
- ひとり親家庭等に対する各種制度については、引き続き関係課、自治体間での連携を図っていく。
- 各種福祉制度について、ホームページや広報誌を活用して、来庁機会のない方たちへの周知方法も検討していく。
- 関係課、関係機関の連携や役割分担が整理できておらず、DV等に関する情報の共有が不十分であった。連携体制を強化し、啓発を実施していく。
- 現在実施している相談所以外での相談体制が不十分である。相談業務従事職員の技能向上が必要であり、積極的に研修等に参加する。

庁内の推進体制の整備はもとより、国や県、近隣自治体、町内の各種団体等との連携を進めます。また、町職員が率先垂範して男女共同参画社会の実現に向けて行動できるよう、職員への啓発や庁内の環境整備を行います。

◆令和元年度における進捗管理の経過

平成31年3月18日	各課に対し第1次男女共同参画基本計画の平成30年度進捗管理シートの作成依頼
令和元年5月31日	各課報告の進捗管理シートを基に内部評価を庁内連絡体制（庁議）にて報告
令和元年7月31日	令和年度第1回男女共同参画審議会を開催し、内部評価を基に意見の聴取を実施
令和元年8月31日	審議会での議論に基づく「平成30年度実施状況報告に関する意見・評価」を庁議において報告

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
具体的な 取り組み数	6	5	1	2
%	42.9	35.7	7.1	14.3

【取り組み概要】

（１） 推進体制の整備

- 県が主催する（令和元年度）地域のリーダーを目指す女性応援研修会への参加を促すため、職員への情報提供や周知など啓発を行った。
- 職員の意識向上を図るため、あすばるフォーラムの情報提供を行った。

（２） 庁内における男女共同参画の推進

- 町職員向けの人権・同和問題研修会において、「ハラスメントの防止と対策について」をテーマに研修会を実施した。
- 子が産まれた男性職員を対象に、育児休業取得について案内した。
- 育児休業を取得する職員の部署に臨時職員を配置し、取得しやすい環境づくりに努めた。

(3) 連携体制の整備

- 育休女子の職場復帰準備セミナーや福岡国際女性シンポジウムについてホームページに掲載した。
- 県や他の自治体と連携を図るための事業について、役場2階(1階ロビーより移動)に資料を配架し、ホームページにも掲載行った。

(4) 計画の進捗管理

- 第1次新宮町男女共同参画基本計画の進捗管理シートを各課に作成してもらい、平成30年度の進捗状況を把握。内部評価を実施し、審議会においても評価をしていただいた。
- また、審議会の評価を庁議において報告し、取り組みへの反映を呼びかけた。

【評価(成果や課題)】

- 庁内の連絡体制を強化するため庁議の活用方法について検討する必要がある。
- 現在の進捗管理や内部評価の在り方に課題が残ったため、より効果的な進捗管理の方法を検討し、実施していく必要がある。
- 男性職員に対し、育児休業の取得について案内を行ってきたが、さらなる啓発活動や周知の方法等について検討する。また、庁内研修の内容を充実させるため、好事例などの情報収集に努める必要がある。
- 連携不足により、本町以外で開催される男女共同参画に関する職員への研修に対する情報提供ができなかったため、今後、関係機関と連携を図り、有益な研修の情報提供を積極的に行い、職員への参加を促していく。
- 女性管理職登用の促進を図るため、町職員の能力開発につながる研修等を行うことができなかった。そのため、庁内職員向けの研修を実施する際には、職員の能力開発につながるような研修テーマを検討する。